

2016年12月15日

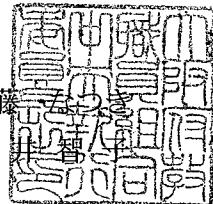
大阪府教育委員会

教育長 向井正博 様

大阪府教職員組合

中央執行委員長代行 後藤

栄養教職員部副部長 福



2016年度栄養教職員部要求書

大阪府教職員組合は、栄養教諭・学校栄養職員の労働条件の改善のため、下記の事項を貴委員会に対し強く求めます。

記

1. 適正配置と臨時技師の解消

栄養教職員が給食管理及び食教育を充分に実施しつつ、適正な業務負担を図るためにには、標準定数法通りの正規職員による配置や、計画的な新規採用者数の確保、また、4月当初の繁忙期における適正な人員配置等が重要である。定数通りに配置がされるように採用人数を増やすなど栄養教諭に負担がかからないよう適切な措置を講ずること。

2. 加配栄養教諭の増員、デリバリー方式の中学校での加配増員

児童数減で栄養教諭の定数配置が減少し、業務負担が増えている。少しでも負担軽減するために、食に関する対応加配を増員するなど、それに相当する方策を講じること。

また、中学校給食の実施については「全員喫食」「完全給食」「単独校方式」など教育的意義をふんだるものであることが重要である。しかし、デリバリー方式の給食を実施する学校においては栄養教職員が定数配置されていない。そのため、小学校の栄養教諭が中学校の業務を行っている実態がある。中学校給食に対する加配を増員するなど栄養教職員の業務負担の軽減方策を講じること。

3. 給食センター勤務の栄養教職員の労働過重の解消

児童数減や大規模センター設立による栄養教職員の定数減で、多忙化している現状がある。さらに、食物アレルギー対応により、給食運営の事務作業が膨大になっており学校での食教育の時間確保が出来なくなっている事例がある。給食センター勤務の栄養教職員の労働過重を解消するよう人的配置などの必要な措置を講じること。

4. 兼務や担当校等による労働過重の解消、職務内容の適正化

単独校方式で給食を実施する栄養教職員不在校に対して、兼務校や担当校の給食管理、アレルギー対応、食教育を行っている実態がある。また、調理業務が民間委託されている学校に関しては、行き過ぎた効率化により、給食内容の低下や、定型的業務のみの委託による栄養教諭の労働過重の実態もある。

未配置校に係る業務や民間委託された学校における業務は大変な労働過重であり、給食室での事故やヒューマンエラーに繋がりかねない。また、在籍校で求められる食教育の要望に対応できなくなるなどの弊害がおきている。キャパシティ以上の仕事量を軽減する方策を講じること。

5. 臨時技師の待遇改善

定数内、及び産育病休時の臨時技師については、栄養教諭の免許をもちながら、技師として採用されている。そのため、低賃金である。

他県でも行っているように、臨時技師のうち「栄養教諭免許状」所持者へは教育職給料表を適用するなど臨時技師が不利益をうけないよう措置を講じること。

6. 食物アレルギー対応のガイドライン作成と研修

アレルギー疾患有する子どもたちが、安全・安心に学校生活を送ることができるよう環境を整備することは重要な課題である。大阪府の食物アレルギー対応のガイドライン作成に際しては、文科省「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」の通知にあるように、食物アレルギー対応は特定の職員に任せずに組織的に対応し、現場の栄養教職員に負担が偏らないようにすること。

7. 評価・育成システムの評価者への理解促進

現行の「評価・育成システム」は、栄養教職員の業務内容について評価者の理解を得るのが難しい中、賃金反映が行われるのは不公平である。制度本来の目的・趣旨をゆがめる評価結果の給与への反映をやめること。

また、評価は給与に影響を与えるため、当面、給食センターでの業務、献立作成など市全体での業務や、兼務校・担当校など他校での食教育やアレルギー対応など、所属校以外での栄養教職員の業務についても評価するよう管理職研修を行うなど、適正な評価のための方策を講じること。

8. 妊娠時の職務軽減措置、育児短時間勤務者の代替について

給食調理場は最も公務災害が多い場所とされる。空調設備のない給食調理場では暑い時は40℃を超える、寒い時は5℃以下のところで作業することになる。その上、他校での食教育など、移動を伴う業務も多く母性保障の観点から改善すべき点が多い。栄養教諭には、妊娠時の職務軽減措置がないため、母体に負担がかかる業務については、他校の栄養教職員が肩代わりしている実態があり、労働過重を招いている。妊娠した栄養教職員の母性保障のため、職務軽減など改善策について検討すること。

また、栄養教職員が安心して子どもを育てることができるよう、育児短時間勤務取得者の代替教職員について、すみやかに配置するなど、職場環境を整えるための必要な措置を講じること。

9. 研修について

大阪府教育センターにおける栄養教職員を対象とする研修の充実を図り、府内に勤務するすべての公立学校栄養教職員のスキルアップとモチベーションアップを図ること。

10. 教員免許更新について

栄養教諭の免許更新講習実施校が少ない実態がある。また、栄養教諭は更新講習時期が年齢でないことから、更新漏れがおこるおそれがある。全員が受講できるよう、講習の実施時期、実施予定校など、府教委のもつ更新講習に関する情報について、できる限り早期に情報提供等を行うこと。

11. 新任指導担当栄養教諭の配置

新規採用栄養教諭の初任者指導は、経験豊富な栄養教諭が行うべきである。しかし栄養教職員は全校配置ではなく、学校では専門的な指導を受けることができていない。そのため専門的な内容については当該地域の他校の栄養教諭が指導を行っているので、研修や人的配置等の方策などを講じるなど、新任指導を担当する栄養教諭の労働過重を軽減されたい。

12. 再任用制度について

再任用を希望する栄養教職員が、短時間勤務を選択した場合、不在の時間の業務を担う者がいないため、他校の栄養教職員に業務が転嫁されている実態がある。定数に見合った人的措置をするなど、他の栄養教職員に過重負担がかからないよう必要な措置を講じること。